官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

目次

〔省　令〕
○支出官事務規程及び歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令（財務二九）　一
〔告　示〕
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間の一部を改正する件（厚生労働一五一）　六
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一二五一～一二七二）　七
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一五
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　四七
会社その他
会社決算公告

省令

○財務省令第二十九号

予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第百四十四条の規定に基づき、支出官事務規程及び歳入徴収官事務規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十月二十九日

財務大臣　麻生　太郎